

翻訳 Buddy 機械翻訳サービス利用規約

(平成30年4月)

YAMAGATA株式会社

## 目次

翻訳Buddy機械翻訳サービス利用規約（平成30年1月）	1
利用規約	4
第1章 総則	4
第1条（定義）	4
第2条（利用規約の適用）	5
第3条（利用規約の変更）	5
第4条（権利義務譲渡の禁止）	5
第5条（合意管轄）	5
第6条（準拠法）	6
第7条（協議等）	6
第2章 契約の締結等	6
第8条（利用契約の締結等）	6
第9条（変更通知）	6
第10条（通知）	7
第11条（一時的な中断及び提供停止）	7
第12条（契約期間）	7
第13条（最短利用期間）	8
第14条（契約者からの利用契約の解約及びユーザID数の削減）	8
第15条（当社からの利用契約の解約）	8
第16条（本サービスの廃止）	9
第17条（契約終了後の処理）	10
第3章 サービス	10
第18条（本サービスの種類と内容）	10
第19条（本サービスの提供地域）	10
第20条（オプションサービス）	10
第21条（再委託）	10
第22条（サービスレベル）	11
第4章 利用料金	11
第23条（基本サービスの利用料金）	11
第24条（利用料金の支払義務）	11
第25条（基本サービスの利用料金の支払方法）	12
第26条（遅延利息）	12
第5章 契約者の義務等	12
第27条（契約者の責任）	12

第28条（本サービス利用のための設備設定・維持）	13
第29条（ユーザID及びパスワード）	13
第30条（バージョンアップ）	13
第31条（バックアップ）	14
第32条（禁止事項）	14
第6章 当社の義務等	15
第33条（善管注意義務）	15
第34条（本サービス用設備等の障害等）	15
第7章 秘密情報等の取り扱い	16
第35条（秘密情報の取り扱い）	16
第36条（個人情報の取り扱い）	17
第8章 損害賠償	17
第37条（損害賠償の制限）	17
第38条（免責）	17
別紙A 翻訳Buddy機械翻訳サービス内容	18
別紙B サービスレベル指標	20
別紙C 当社のウェブサイトURL及び連絡先	21

# 利用規約

この利用規約（以下単に「利用規約」といいます。）は、YAMA GATA INTECH 株式会社（以下「当社」といいます）が提供する翻訳Buddy 機械翻訳サービスの利用条件を定めるものです。

## 第1章 総則

### 第1条（定義）

1. 利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 本サービス

利用規約に基づき当社がアプリケーション・サービス・プロイダとして契約者に提供する別紙A記載の基本サービス及びオプションサービス

(2) 基本サービス

別紙A記載の基本サービス

(3) オプションサービス

別紙A記載のオプションサービス

(4) 契約者

利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者

(5) 利用契約

当社と契約者との間に締結される本サービス提供に関する契約

(6) 利用契約等

利用契約及び利用規約

(7) 契約者設備

本サービスの提供を受けるため契約者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

(8) 本サービス用設備

本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

(9) 本サービス用設備等

本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線

(10) 利用料金

本サービスの利用料金

(11) 消費税等

消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課

(12) ユーザID

契約者とその他の者を識別するために用いられる符号

(13) パスワード

ユーザIDと組み合わせて、契約者とその他の者を識別するために用いられる符号

(14) 原文

本サービスを利用して翻訳する前の文書、記録、又は情報

(15) 翻訳結果

本サービスを利用して得られた原文の翻訳

(16) 翻訳修正結果

契約者により修正された翻訳結果

(17) 用語集

契約者がオプションサービスの用語集サービス利用のため、当社に提供する用語集

第2条（利用規約の適用）

1. 利用規約は、利用契約に適用されるものとします。

第3条（利用規約の変更）

1. 当社は、利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、変更後の利用規約の効力発生日から、変更後の利用規約が利用契約に適用されるものとします。
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、10 日以上予告期間をおいて、変更後の利用規約の内容及びその効力発生日を契約者に通知するものとします。
3. 前各項の規定にかかわらず、利用料金の改訂は、第23条（基本サービスの利用料金）第2項によるものとします。

第4条（権利義務譲渡の禁止）

1. 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

第5条（合意管轄）

1. 契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とします。

#### 第6条（準拠法）

1. 利用契約の成立、並びに利用契約等の効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

#### 第7条（協議等）

1. 利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合、契約者と当社は、誠意を持って協議の上解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が法令等により無効又は執行不能と判断された場合でも、利用契約等のその他の部分の有効性には影響がないものとします。かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

## 第2章 契約の締結等

#### 第8条（利用契約の締結等）

1. 利用契約は、本サービスの利用申込者が、別紙C記載の当社のウェブサイト上の申込フォームを利用して本サービスの利用を申し込み、当社が申込みの承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は利用規約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者が利用規約の内容を理解し、利用規約が利用契約に適用されることを承諾しているものとみなします。
2. ユーザID数の追加の場合は、第1項に基づき、新たに利用契約を締結するものとします。
3. 当社は、前各項その他利用契約等の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者及び契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約の締結をしないことができます。
  - (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、又はその他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
  - (2) 申込フォームに虚偽の記入、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
  - (3) 本サービスに関する金銭債務の不履行、又はその他利用契約等に違反するおそれがあると当社が判断したとき
  - (4) その他利用契約の締結をすることが不適当と当社が判断したとき

#### 第9条（変更通知）

1. 契約者は、その商号又は名称、住所、契約責任者、利用責任者、その連絡先、その他申込フォームに記入した契約者にかかわる事項に変更があるときは、別紙c 記載の当社連絡先の電子メールアドレスに宛て、変更予定日の1ヶ月前までに当社に通知するものとします。
2. 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者又は第三者が当社から契約者

への通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとしします。

#### 第10条（通知）

1. 当社から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、契約者が申込フォームに記入した（又は第9条（変更通知）に基づいて当社に変更の通知をした場合には、最後に通知した）、契約者のいずれかの連絡先（住所、電話、FAX、又は電子メールアドレス）、に宛て、行います。
2. 契約者から当社への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、別紙c 記載の当社連絡先のいずれかに宛てて行うものとしします。
3. 当社又は契約者から相手方への通知を電子メールの送信により行う場合には、当該通知は、電子メールの送信が完了した時点から効力を生じるものとしします。電子メール送信後、送信者に送信エラーの通知が来ない場合、当該電子メールの送信は完了したものとみなします。

#### 第11条（一時的な中断及び提供停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとしします。
  - (1) 本サービス用設備等の故障又は臨時保守を行う場合
  - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
  - (3) その他天災地変等不可抗力又はその他当社の責によらない理由により一時的に本サービスを提供できない場合
2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に電子メールにて、当社の7 営業日前までに通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとしします。
3. 当社は、契約者が第15 条（当社からの利用契約の解約）第1 項各号若しくは第3項に挙げる場合のいずれかに該当する事実が発生した場合又は契約者が利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知又は催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとしします。
4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスの提供を中断又は停止したことにより契約者又は第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとしします。

#### 第12条（契約期間）

1. 利用契約の契約期間（以下「契約期間」といいます）は、利用契約の成立の日から、契約者が本サービスの利用申込を行った日の属する月の翌月末までの期間（以下「無償期間」といいます）及び無償期間満了の翌日から12ヶ月間とします。ただし、当社指定のフォームにより契約期間満了1ヶ月前までに契約者から契約更新の申込みがあり、当社がこれを承諾したときは、利用契約は契約期間満了日の翌日からさらに12ヶ月間更新されるものとし、以後も

また同様とします。

#### 第13条（最短利用期間）

1. 本サービスの最短利用期間（以下「最短利用期間」といいます）は、利用契約の成立の日から最初の契約期間の満了の日までとします。
2. 契約者は、最短利用期間内に利用契約の解約を行う場合（無償期間中に行う場合を含みます）は、第14条（契約者からの利用契約の解約及びユーザID数の削減）第1項及び第2項に従うことに加え、解約日以降最短利用期間満了日までの残余の期間に対応する基本サービスの利用料金が未払いの場合、当該利用料金に相当する額及びその消費税相当額を一括して、当社が定める期限までに、当社に支払うものとします。
3. 最短利用期間中は、ユーザID数の削減を行うことはできないものとします。

#### 第14条（契約者からの利用契約の解約及びユーザID数の削減）

1. 契約者は、解約希望月の前月末日までに書面（電子メールを含む）により当社に通知することにより、解約希望月の月末（以下「解約日」といいます）をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望通知に解約希望月の記載のない場合又は解約希望通知が解約希望月開始後に当社に到達した場合、解約希望通知が当社に到達した月の翌月を契約者の解約希望月とみなすものとします。
2. 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの利用料金、消費税等及び／又は遅延利息がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。
3. 当社は、既に支払われている基本サービスの利用料金およびそれにかかる消費税等のうち、解約日の翌日以降の分を契約者に返還するものとします。ただし、如何なる場合においても、オプションサービスの利用料金は、返還しないものとします。
4. 契約者は、最短利用期間満了後、ユーザID数を削減することができるものとします。前3項の規定は、契約者がユーザID数を削減する場合に準用します。この場合、「解約」は「ユーザID数の削減」と、「利用契約を解約」は「ユーザID数の削減を」と読み替えるものとします。

#### 第15条（当社からの利用契約の解約）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生したと判断した場合、契約者への事前の通知又は催告を要することなく利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
  - (1) 利用申込書その他契約者から当社への通知内容等に虚偽の記載があった場合
  - (2) 利用申込書その他契約者から当社への通知内容等に誤記又は記入漏れがあり、当社からその旨を通知した後15日以内にその訂正又は補充がなされない場合
  - (3) 契約者が支払停止又は支払不能となった場合

- (4) 契約者の手形又は小切手が不渡りとなった場合
  - (5) 契約者に対し差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (6) 契約者に対し破産、会社整理開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
  - (7) 契約者が監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
  - (8) 契約者が利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後、合理的な期間内に是正されない場合
  - (9) 契約者が解散、減資、事業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
  - (10) 契約者が利用契約を履行することが困難又は本サービスの利用が不適當となる事由が生じた場合
2. 契約者は、契約者の把握する限り、次の各号に挙げる事実が一切ないことを表明保証するものとします。
- (1) 契約者、契約者の役員、投資主若しくは株主、従業員、又は取引先（以下「契約者の関係者」といいます）が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義された暴力団員、暴力団、及びその関係団体等）である事実
  - (2) 反社会的勢力が契約者又は契約者の経営に関与している事実
  - (3) 契約者又は契約者の関係者が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与している事実
  - (4) 契約者又は契約者の関係者が反社会的勢力と交流を持っている事実
3. 当社は、契約者に前項の表明保証違反があった場合、前項各号に記載の事実が判明した場合、又は、契約者若しくは契約者の関係者が、反社会的勢力と知りながら、反社会的勢力と取引、関与、利用、若しくは接触等を行なったことが確認された場合、契約者への事前の通知又は催告を要することなく利用契約を解約することができるものとします。
4. 契約者は、第1 項又は第3 項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金、消費税等及び／又は遅延利息がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

#### 第16条（本サービスの廃止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
  - (1) 廃止日の1ヶ月前までに契約者に通知した場合
  - (2) 天災地変等不可抗力又はその他当社の責によらない理由により永続的に本サービスを提供できない場合
2. 前項に基づき基本サービスの全部又は一部を廃止する場合、契約者は、廃止日までの当該サービスにかかる利用料金及びそれにかかる消費税等を支払うものとします。当社は、当該サ

ービスにかかる利用料金が既に支払われている場合、当社は、廃止日の翌日以降の分を契約者に返還するものとし、月の途中で当該サービスが廃止される場合、当該利用料金は日割り計算にて算出するものとし、

3. 如何なる場合においても、オプションサービスの利用料金は、返還しないものとし、

#### 第17条（契約終了後の処理）

1. 当社は、利用契約終了後、30 日以内に、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を契約者に返還し、本サービス用設備に記録された資料等については、当社の責任で消去するものとし、
2. 当社は、利用契約終了後、30 日以内に、本サービス用設備に記録されている契約者のデータ、原文、用語集、翻訳結果及び翻訳修正結果を当社の責任で消去するものとし、

### 第3章 サービス

#### 第18条（本サービスの種類と内容）

1. 当社が提供する本サービスの種類は、別紙Aに定めるとおりとし、契約者が具体的に利用できる本サービスの種類及びユーザID数は、利用契約にて定めるものとし、
2. 次の事項については、契約者へ提供されないものとし、
  - (1) 契約者設備に関する問合せ並びに障害対応等
  - (2) 本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問合せ
3. 契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

#### 第19条（本サービスの提供地域）

1. 本サービスの提供地域は、日本国内とします。
2. 上記以外の国にて使用された場合には、当社は本サービスについて一切の責任を負わないものとし、

#### 第20条（オプションサービス）

1. 契約者は、契約期間中、別紙Aに定めるオプションサービスを利用することができるものとし、

#### 第21条（再委託）

1. 当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の

判断にて第三者(外国にある当社のグループ会社を含みます)に再委託することができます。  
この場合、当社は、当該再委託先(以下「再委託先」といいます。)に対し、第35条(秘密情報の取り扱い)及び第36条(個人情報の取り扱い)のほか当該再委託業務遂行に必要な範囲で利用契約等に定める当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

#### 第22条 (サービスレベル)

1. 当社は、別紙B記載の基準を満たすよう、商業的に合理的な努力をもって本サービスを提供します。
2. 別紙B記載のサービスレベル指標は特段の記述がない限り、本サービスに関する当社の努力目標を定めたものであり、サービスレベルを下回った場合でも、当社は損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。

## 第4章 利用料金

#### 第23条 (基本サービスの利用料金)

1. 基本サービスの利用料金は、別紙C記載の当社ウェブサイト記載の通りとします。
2. 当社は、基本サービスの利用料金を改訂することがあります。ただし、契約期間中に利用料金が改定された場合、当該契約期間中は、契約時の利用料金を適用し、利用契約が更新された時から改訂された利用料金を適用するものとします。
3. 基本サービスの利用料金は、契約者が本サービスを申し込んだ月及びその翌月(無償期間中)は無料とします。

#### 第24条 (利用料金の支払義務)

1. 契約者は、契約期間中(無償期間中を除きます)、基本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を当社に対し支払うものとします。
2. 契約期間において、第11条(一時的な中断及び提供停止)に定める基本サービスの提供の中断、停止その他の事由により基本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、契約期間中の基本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。ただし、当社の責に帰すべき事由により基本サービスを全く利用できない状態(以下「利用不能」といいます。)が24時間以上となる場合、利用不能の日数(1日未満は切り捨て)に対応する基本サービスの利用料金並びにこれにかかる消費税相当額については、この限りではありません。
3. 契約者は、オプションサービスを利用する場合、当社からの請求に基づき、当該オプションサービスの利用料金及びこれに係る消費税等を当社に支払うものとします。

#### 第25条（基本サービスの利用料金の支払方法）

1. 契約者は、当社に対し、基本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、契約申し込み時に選択した方法及び支払条件（又は次項に基づき選択し直した場合は、選択し直した後の方法および支払条件）により、支払うものとします。
2. 契約者は、当社の定める方法により、基本サービスの利用料金の支払い方法及び支払条件を選択し直すことができます。
3. 契約者が金融機関を通じて当社に利用料金を支払い、契約者と当該金融機関との間で利用料金の決済をめぐる紛争が発生した場合、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、当社は、一切の責任を負わないものとします。

#### 第26条（遅延利息）

1. 契約者が、本サービスの利用料金を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、当社に対し、支払期日の翌日から支払い済みに至るまで年14.6%の利率による遅延利息を支払うものとします。
2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

## 第5章 契約者の義務等

#### 第27条（契約者の責任）

1. 契約者は、本サービスの利用に伴い、契約者が当社の責に帰すべからざる事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
2. 契約者は、本サービスを利用して、原文を翻訳することにつき、原文の著作権者の同意又は法令の規定に基づく有効な権限を有していることを表明保証するものとします。
3. 前項の表明保証違反により、当社が第三者の著作権を侵害したとして、第三者から当社に対し、警告、請求、訴えの提起がなされた場合、契約者は当社に損害が生じないようにするものとし、当社が損害（弁護士費用その他の当該第三者対応費用を含む）を被った場合は当該損害を補償するものとします。
4. 本サービスを利用して契約者が提供又は伝送する原文、用語集、翻訳修正結果及びその他のデータ、並びに翻訳結果については、その内容等につき契約者が一切の責任を負うものとし、当社は、一切の責任も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
5. 原文に個人情報が含まれる場合、契約者は、当該原文を本サービスを利用して機械翻訳をす

ること(再委託のため当該原文を外国にある当社のグループ会社に提供することを含みます。)につき、正当な権限を有することを表明保証するものとする。

6. 契約者は、契約者がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。
7. 契約者は、本サービスの利用に伴い、契約者が当社の責に帰すべからざる事由で第三者に対して損害を与え、第三者から当社に対してクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとし、当社が被る損害を補償するものとします。

#### 第28条 (本サービス利用のための設備設定・維持)

1. 契約者は、自己の費用と責任において、別紙Aに定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。
3. 契約者設備、前項に定めるインターネット接続及び本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は、契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者が本サービスを利用して提供又は伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。ただし、当社は、当該データ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行う義務は負いません。

#### 第29条 (ユーザID及びパスワード)

1. 契約者は、ユーザID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に洩洩することのないよう厳重に管理(パスワードの適宜変更を含みます。)するものとします。契約者のユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者又は第三者が損害を被った場合、当社は、一切の責任を負わないものとします。契約者に割り当てられたユーザID及びパスワードによる本サービスの利用その他の行為は、全て契約者によるものとみなすものとします。
2. 第三者が契約者のユーザID及びパスワードを用いて行った、本サービスの利用その他の行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者は、かかる行為についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、契約者は、当該損害を補填するものとします。ただし、当社の故意又は過失により当該ユーザID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

#### 第30条 (バージョンアップ)

1. 当社は、本サービスの改善を目的として、当社の裁量により契約者に対し事前の通知なく本サービス用設備のソフトウェアのバージョンアップを実施します。当社は、バージョンアップ

により生じる本サービスの不具合又は利用不能に起因する契約者又は第三者に生じる損害については一切の責任を負わないものとします。

#### 第31条（バックアップ）

1. 契約者は、契約者が本サービスを利用するに際し、当社に提供又は伝送し、若しくは、本サービス利用の結果ダウンロード可能となる資料又はデータ等（原文、用語集、翻訳結果及び翻訳修正結果を含みます。）については、契約者は、自らの責任で同一の資料又はデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、当社は、かかる資料又はデータ等の損壊、変更又は喪失に関して、一切の責任を負わないものとします。

#### 第32条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスに対し、又は、本サービスを利用して、以下の行為を行わないものとします。
  - (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
  - (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
  - (3) 当社の同意なく第三者に本サービスを利用させる行為、その他利用契約等に違反する行為
  - (4) 法令若しくは公序良俗に違反し又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
  - (5) 他者を差別若しくは誹謗中傷し又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
  - (6) 詐欺等の犯罪行為、又は、当該行為に結びつく若しくは結びつくおそれがある行為
  - (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
  - (8) 無限連鎖講を開設し又はこれを勧誘する行為
  - (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
  - (10) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
  - (11) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある電子メール（嫌がらせ電子メール）を送信する行為
  - (12) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為
  - (13) 第三者の行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、リンクをはるなど、その行為を助長する行為
  - (14) 本サービスを構成するソフトウェアの複製、変更、解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを入手しようとする行為
  - (15) 本サービスへの不正アクセス（本サービスを構成するソフトウェアを制御することができるソフトウェア（標準的なウェブブラウザを除きます。）を使用した本サービス

- スへのアクセスを含みます。) 、ハッキング、又はクラッキング行為
- (16) 本サービス用設備等の動作に影響を与えるツールを開発、販売、又は使用等する行為
  - (17) 本サービスを流用して、別の機械翻訳サービスを提供又は販売等する行為
  - (18) 本サービスにより得た翻訳結果又は翻訳修正結果を本サービス以外の翻訳サービス又は翻訳用アプリケーションに利用する行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
  3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が第1 項各号のいずれかに該当するものであること又は前項に基づき契約者の提供した情報が第1 項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し又は第1 項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者の行為又は契約者が提供又は伝送する（契約者の利用とみなされる場合も含みます。） 情報（ データ、原文、用語集、翻訳結果及び翻訳修正結果を含みます。） を監視する義務を負うものではありません。

## 第6章 当社の義務等

### 第33条（善管注意義務）

1. 当社は、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

### 第34条（本サービス用設備等の障害等）

1. 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。
3. 当社は、本サービス用設備に接続する当社が電気通信事業者から借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信事業者に修理又は復1日を指示するものとします。
4. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当社は、それぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

## 第7章 秘密情報等の取り扱い

### 第35条（秘密情報の取り扱い）

1. 契約者及び当社は、本サービス遂行又は利用のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
  - (1) 秘密保持義務を負うことなく相手方からの開示の前に既に保有していた情報
  - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
  - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
  - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
2. 前項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し、必要最低限の範囲で、開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、適用される関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の秘密情報を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行又は利用の目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行又は利用上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。
5. 前各項の規定に関わらず、当社は、第21条（再委託）に基づく再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は、再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。
6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第4項に基づき相手方の承諾を得て複製等をした秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。

7. 本条の規定は、本サービス終了後有効に存続するものとします。

#### 第36条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、当該個人情報に関して適用される関連法令を遵守するものとします。
2. 個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取り扱い）第2項乃至第6項の規定を準用するものとします。
3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

## 第8章 損害賠償

#### 第37条（損害賠償の制限）

1. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下に定める額を超えないものとします。ただし、契約者の当社に対する損害賠償請求は、契約者による対応措置が必要な場合には契約者が第34条（本サービス用設備等の障害等）第4項等に従い対応措置を実施したときに限り行えるものとします。なお、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事清から生じた損害、逸失利益について当社は、賠償責任を負わないものとします。
  - (i) 当該損害が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去12ヶ月間に発生した基本サービスの利用料金の平均月額料金(1ヶ月分)
  - (ii) 当該損害が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日までの期間が1ヶ月以上ではあるが12ヶ月に満たない場合には、当該期間(1月未満は切捨て)に発生した基本サービスの利用料金の平均月額料金(1ヶ月分)
  - (iii) 前各号に該当しない場合には、0円

#### 第38条（免責）

1. 本サービス又は利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
  - (2) 契約者設備の障害又は契約者設備から本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
  - (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
  - (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入
  - (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受又は情報の漏えい
  - (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者が遵守しないことに起因して発生した損害
  - (7) 本サービス用設備のうち当社又はYAMAGATA EUROPE の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害
  - (8) 本サービス用設備のうち、当社又はYAMAGATA EUROPE の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
  - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
  - (10) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）又は犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令又は法令に基づく強制的な処分
  - (11) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失等の帰責事由がない場合
  - (12) その他当社の責に帰すべからざる事由
2. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより契約者及び第三者の間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。
  3. 当社は、翻訳結果又は翻訳修正結果が、正確であること、完全であること、有用であること、契約者が本サービスを利用した目的に合致することを、保証するものではありません。

## 別紙A 翻訳Buddy機械翻訳サービス内容

1. 翻訳Buddy 機械翻訳サービス（本サービス）の種類及び内容は以下のとおりとします。
  - (1) 基本サービス
    - (i) 機械翻訳システム「翻訳Buddy」を利用した機械翻訳サービス。  
このサービスが提供する機能は以下のとおりとします。
      - ・テキストの機械翻訳

・ DOCX, XLSX, XLSM, TMX, PPTX, TXT, SDLXLIFF, SRTファイルの機械翻訳

(ii) サポートサービス

問合せ対応

電子メールによるサポート

製品の操作全般、出力などに関するQA 対応

①問合せ受付時間

午前0時から午後12時（月曜日から日曜日）

②問合せ対応時間

年末年始、祝祭日及び当社指定休日を除く平日（月曜日から金曜日）の

午前10時から午後5時

③問合せ受付窓口（連絡先）

t\_buddy@yamagata-corp.jp

(2) オプションサービス

(i) 用語集サービス

機械翻訳システム「翻訳Buddy」に、契約者が当社に提供する用語集を登録したり、過去に契約者が本サービスを利用して行った翻訳結果をリンクさせることにより、契約者が本サービスを利用して行う翻訳品質を向上させるサービス

2. 契約者は、以下の仕様を充たす契約者設備を設定・維持するものとします。

(1) 動作環境

ブラウザ：

Google Chrome, Internet Explorer 最新版

\* 詳細は別紙c 記載の当社ウェブサイトでご確認ください。

3. セキュリティ

本サービスは、Amazon Web Services, Inc. が提供するAWS ( Amazon Web Services )を利用します。当社は、AWS に関する利用規約、利用条件及び仕様書等、その他一切の定めに基づき、Amazon Web Services, Inc. が負う以上の責任については一切責任を負いません。

## 別紙B サービスレベル指標

サービスレベル項目	規定内容	基準値又は基準とする内容
計画停止予定通知	定期的な保守停止に関する事前連絡確認	当社7営業日前までに電子メールにて通知
サービス稼働率	サービスを利用できる確率	99.95%以上※1 (AWSサービス稼働率に準ずる)
平均復旧時間	障害発生から修理／修復完了までの平均時間	4 時間
障害通知プロセス	障害発生時の連絡プロセス	当社に届け出た契約者の連絡用メールアドレスに連絡 ただし、緊急を要する場合は、当社が適切と判断する方法にて通知を行うものとする
障害通知時間	異常検出後に連絡用メールアドレスに通知するまでの時間	当社が異常を検知してから2時間以内
データ消去の要件	本サービスの契約終了／解約後のデータ消去の実子有無／タイミング、保管媒体の破棄の実施有無／タイミング、およびデータ移行など契約者に所有権のあるデータの消去方法	本サービスの契約満了日または解約日から30日以内に本サービス用設備に記録された資料等を消去する

※1 サービス稼働率は、毎月1日から当該月末日までを対象期間として計算します。

計算式は以下の通りとします。

$$\text{サービス稼働率(\%)} = (\text{総稼働時間 [分]} - \text{障害時間 [分]}) \div \text{総稼働時間 [分]} \times 100$$

なお、計画停止・定期保守の時間は障害時間に含まれません。

また、契約者による対応措置が必要な場合、契約者の事情で対応措置を実施しなかった時間は障害時間に含まれません。

## 別紙C 当社のウェブサイトURL及び連絡先

### 1. 当社ウェブサイトURL

- (1) 基本サービスの利用料金掲載サイト（第23条第1項）

<https://www.yamagata-corp.jp/t-buddy>

- (2) お申込フォーム（第8条第1項）

<https://www.yamagata-corp.jp/t-buddy/index.html#contact>

- (3) 本サービスの動作環境（別紙A、第2項）：

<https://www.yamagata-corp.jp/t-buddy/teams.trial.html>

### 2. 当社連絡先

郵送先：〒220-8515 神奈川県横浜市西区高島2-6-34

電子メールアドレス：t-buddy@yamagata-corp.jp

電話番号：045-461-4000

FAX番号：045-453-2856